

自転車置場使用細則

本細則は管理規約第 18 条に定める使用細則とする。

第 1 条（主 旨）

加古川グリーンシティの環境整備を第一の目標とし、さらに無秩序な自転車の増加を防ぐため、本細則を定める。

第 2 条（駐輪場所）

専用自転車置場の設置場所は、A棟からG棟まで別紙図面の通り、加古川グリーンシティの敷地内に設置するものとする。

2. 駐輪場所又は個々の自転車の格納場所は、環境整備その他運営上、団地管理組合法人が必要と認めた場合、その設置格納場所を変更することがある。
3. 火災等の発生時、緊急移動のため一時的に、駐輪場所を移動することがある。

第 3 条（登録等）

団地建物所有者及び団地建物所有者が入居せしめている占有者、賃借人が所有する自転車は団地管理組合法人に登録しなければならない。

自転車とは、大人用自転車・大人用三輪車・子ども用二輪車をいう。

2. 自転車は登録に際し、団地管理組合法人が発行した所定のシールを、後輪カバーの後部によく見えるように貼付し、あらかじめ決められた場所に、駐輪しなければならない。
3. 来客及び業務用の自転車等は、管理事務所に届出し、指定の場所へ駐輪しなければならない。

第 4 条（登録料金）

登録に際しては、理事会の定める登録料を支払わなければならない。

登録料金は、管理費に充当する。

第 5 条（使用上の心得）

使用にあたり、利用者は整理整頓及び防犯を心掛けねばならない。

2. 自転車の損傷、盗難等が発生したり、建物設備や他の自転車、住民に損傷を与えた場合、利用者が責を負うものとし、団地管理組合法人はその責を負わない。
3. 火災等、災害発生時の緊急移動に伴う損傷責任については、天災の場合、所有者がその責を負う。また、人災の場合は当事者間で解決するものとし、団地管理組合法人は一切関知しない。

第 6 条（廃 車）

利用者は、使用自転車が不要になった場合、自己の責任において処分し、速やかに団地管理組合法人に廃車を届出なければならない。

2. 団地管理組合法人は定期点検を実施し、未登録又は登録済であっても整理整頓を乱す自転車に施錠することができる。改まらない場合は廃車勧告をし、その後廃車にできる。
3. 前第 2 項定期点検後、明らかに未使用自転車と、判明出来るもの（長期放置自転車）は、廃車勧告をし、その後廃車にできる。

第 7 条（警告・撤去）

自転車は、所定の場所以外の場所（エレベータホール・廊下・通路等）に駐輪してはならない。

これに違反した場合には団地管理組合法人は、警告を発するか、若しくは団地管

理組合法人の判断に基づき、自転車を撤去することができる。

2. いかなる場合でも、エレベータ内に自転車を乗せてはならない。

第 8 条（改 廃）

この使用細則の改廃は理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会の決議を得るものとする。この場合において団地管理組合法人の団地総会決議は、組合員総数の 2 分の 1 以上、議決権総数の 2 分の 1 以上の賛成を要する。